

政策体系	政策No.	3	政策名	やさしさ(誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり)	施策幹事課	保健福祉政策課			
	施策No.	3	施策名	住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進	施策幹事課長名	西田 正志			
施策関係課名		長寿・障害福祉課、長安寮、健康増進課							
1 基本計画期間(2018年度~2022年度)における施策の方針									
住民主体の通いの場を基本として介護予防事業を展開するとともに、高齢者自身が生活支援の担い手として活躍できるよう、ボランティア活動等の取組を推進します。 また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。									
2 施策の成果把握									
①成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(100%以上)      △目標を未達成(100%未満)					目標達成の方向性		
		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度		2021年度	2022年度
A	心配事や愚痴を聞いてくれる人が「近隣」にいる高齢者の割合	%	成り行き値		17.3			17.3	更なる増加を目指します
			目標値		19.0			21.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	地域のつながりがあると感じている高齢者の割合	%	成り行き値		63.6			63.6	更なる増加を目指します
			目標値		66.0			68.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
C	生きがいを十分・多少感じている高齢者の割合	%	成り行き値		71.4			71.4	更なる増加を目指します
			目標値		73.0			75.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
D	自宅における死亡数の死亡総数に占める割合	%	成り行き値	8.0	8.1	8.2	8.3	8.4	更なる増加を目指します
			目標値	8.0	8.3	8.6	8.8	9.0	
			実績値	未把握					
			達成率						
			結果						
E			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
② 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)			③ 2022年度の目標値設定の考え方						
A 心配事や愚痴を聞いてくれる人が「近隣」にいる高齢者の割合 ※高齢者実態調査(一般高齢者調査の「あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人」の設問に「近隣」と答えたサンプルの割合)			A 高齢者実態調査は3年置きに実施することから、3年ごとに2ポイントずつの増加を目指す。						
B 地域のつながりがあると感じている高齢者の割合 ※高齢者実態調査(一般高齢者調査の「あなたのお住まいの地域には、地域のつながりがあると感じますか」の設問に「とても感じる」「少し感じる」と答えたサンプルの割合)			B 高齢者実態調査は3年置きに実施することから、3年ごとに2ポイントずつの増加を目指す。						
C 生きがいを十分・多少感じている高齢者の割合 ※高齢者実態調査(一般高齢者調査の「あなたは、生きがいをどの程度感じていますか」の設問に「十分感じている」「多少感じている」と答えたサンプルの割合)			C 高齢者実態調査は3年置きに実施することから、3年ごとに2ポイントずつの増加を目指す。						
D 自宅における死亡数の死亡総数に占める割合 ※厚生労働省 人口動態調査の「死亡」の「(参考)死亡数、死亡の場所・都道府県・市区町村別」から。 (翌年の9月に確定。e-Statからダウンロード可能)			D 本市においては、2016年は7.6%、2017年は8.9%であり、鹿児島県の平均値9.0%を目標値とする。						
			E						
			F						

### 3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画より)

2025年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、高齢化に伴う医療や介護の需要が更に増加することが見込まれているため、国は病院・施設から在宅生活の継続に向かって制度体制を整えつつあり、2016(平成28)年度に都道府県単位で策定された地域医療構想により、入院から在宅復帰への流れがいつそう促進されることとなります。他方、在宅生活の継続にあたって不可欠な地域の互助力は低下しつつあり、コミュニティの基本となる地域住民が顔を合わせる場が不足している状況です。

また、若年労働者の不足や女性の社会進出、定年延長などに伴い、65歳以上の元気高齢者について、支える側、いわゆる「担い手」としての役割が期待されていますが、「高齢者はサービスを受ける側」という認識もまだまだ残っている状況です。

そのため、高齢者が、地域社会の中で自らの知識や経験を生かして、共に支え合う社会づくりのための役割を担いながら、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を加速する必要があります。

### 4 施策の現状

#### ①2018年度施策の取組方針

■高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「霧島市第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアの推進に取り組む。

#### ②2018年度取組方針の達成状況

■高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「霧島市第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアの推進に取り組んだ。

#### 5 2019年度施策の取組方針

■高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「霧島市第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアの推進に取り組む。

■「霧島市第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」策定に向け、高齢者等の日常生活の実態や保健・福祉サービス及び介護保険サービスに対するニーズを把握するため、高齢者実態調査を実施する。

#### 6 2020年度施策の取組方針

■高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「霧島市第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアの推進に取り組む。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりの充実	基本事業 主担当課	長寿・障害福祉課 健康増進課
	施策No.	3				
	基本事業No.	1				

**1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)**

住民主体の通いの場の充実を図るとともに、理学療法士や作業療法士などの専門職を生かした自立支援に資する取組等により介護予防事業を推進します。

また、高齢者がこれまでに培った知識と経験を生かし、生き生きと日々の生活を送り、さらに、生活支援の担い手として活躍できるよう、地域活動やボランティアの促進などに取り組みます。

**2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?**

■介護保険料を財源の一部として市町村が独自に取り組む「地域支援事業」が平成18年度から開始され、本市も様々な介護予防事業を展開してきたが、さらなる事業強化のために、地域づくりなどへのアプローチも含めた新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」を全ての市町村で実施することとなり、本市も平成29年度に移行した。

■我が国の高齢化は、今後も更なる進行が見込まれ、2025年には、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、介護給付費も益々増大するものと考えられ、そのような中、介護認定を受けない元気高齢者を増やすための介護予防の取組が重要視されている。

**3 2018年度基本事業の取組方針**

■地域のひろばの実施地区の事例を広報しながら、地域のボランティアリーダー人材の発掘・要請を行う。

■地域のひろば等に専門職を派遣し、通いの場での介護予防を促進する。

■介護予防事業の評価を行う「介護予防効果判定チーム(仮称)」を設置する。

**4 2018年度の取組達成状況**

■広報誌の5月号で地域のひろば特集を掲載した。また「霧島発 地域の絆」フォーラムを開催し、通いの場の好事例を紹介した。

■通いの場に専門職を派遣する「霧島元気一番！講座」を新規に実施した。

■「介護予防効果判定チーム(仮称)」の設置に至らなかった。

**5 2019年度基本事業の取組方針**

■地域のひろばの実施地区の事例を広報しながら、地域のボランティアリーダー人材の発掘・要請を行う。

■地域のひろば等に専門職を派遣し、通いの場での介護予防を促進する。

■介護予防事業の評価を行う「介護予防効果判定チーム(仮称)」を設置する。

■いきいきチケットの有効活用に向けて事業見直しを行う。

**6 2020年度基本事業の取組方針**

■地域のひろばの実施地区の事例を広報しながら、地域のボランティアリーダー人材の発掘・要請を行う。

■地域のひろば等に専門職を派遣し、通いの場での介護予防を促進する。

■介護予防事業の評価を行う「介護予防効果判定チーム(仮称)」を設置する。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実	基本事業 主担当課	長寿・障害福祉課
	施策No.	3				
	基本事業No.	2				

**1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)**

団塊の世代が後期高齢者となる2025年へ向けて、始良地区医師会などの協力を得ながら在宅医療・介護連携を進めます。  
また、地域包括支援センターを中心に、地域包括ケア・ライフサポートワーカーとの連携による身近な相談体制の構築を進めるとともに、地域住民の自主的な通いの場の創出や住民互助の取組を支援し、各種団体や地域住民の提供する行政サービス以外のサービスの普及促進を図ります。  
さらに、認知症等SOSネットワークの構築などの取組により、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます。

**2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?**

■要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、様々な支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が求められている。  
■中核基幹となる地域包括支援センターの重要性が高まっている。

**3 2018年度基本事業の取組方針**

■訪問生活支援サービスの普及を進める。  
■短期集中的「通所型サービスC」の普及を日常生活圏域ごとに広げていく。  
■認知症等SOSネットワークの構築を進める。  
■家族介護者交流会を日常生活圏域ごとに開催する。

**4 2018年度の取組達成状況**

■訪問生活支援サービスの普及が進んだ(前年比173%増)  
■短期集中的「通所型サービスC」の具体的な検討に至らなかった。  
■認知症等SOSネットワークの構築は進まなかった。  
■家族介護者交流会を日常生活圏域ごとに開催できた。  
(国分・隼人の圏域は圏域合同開催を実施した)

**5 2019年度基本事業の取組方針**

■始良地区医師会及び構成市町で、在宅医療・介護連携推進の今後の進め方を協議する。  
■地域包括支援センターを中心に、身近な相談体制の構築を進める。  
■成年後見制度の中核機関及び利用促進計画について、検討を進める。  
■認知症等SOSネットワークの構築を進める。  
■認知症ケアバス及び私のアルバムの検討・見直しを行う。

**6 2020年度基本事業の取組方針**

■訪問生活支援サービスの普及を進める。  
■短期集中的「通所型サービスC」の普及を日常生活圏域ごとに広げていく。  
■在宅医療・介護連携推進の積極的な展開を行う。  
■地域包括支援センターを中心に、身近な相談体制の構築を進める。  
■インフォーマルサービスの構築に向けて、検討を進める。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	高齢者の居住の安定の確保	基本事業 主担当課	長寿・障害福祉課
	施策No.	3				
	基本事業No.	3				

### 1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

高齢者が可能な限り、望む場所(自宅や施設など)で生活できる環境づくりを進めるとともに、地域のニーズに応じた有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の適切な供給により、住み慣れた地域で「住み替え」が促進される環境を確保します。  
また、それ以外の施設についても適切に施設が確保されるよう、計画的な施設整備の調整等を行います。  
さらに、市立の養護老人ホームについては、入所者の福祉の向上を目的とした民営化を進めます

### 2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等民間施設整備が急速に進み、一部施設において供給過多になっている状況がある。
- 金銭的な理由や我が家に住み続けたいという理由で、住み替えをせず住環境が悪化するケースがある。

### 3 2018年度基本事業の取組方針

■高齢者が可能な限り望む場所で生活できる環境づくりを進め、環境上の理由や経済的な理由で、在宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者に対しては、安心できる住まいの確保を行う。

### 4 2018年度の取組達成状況

■在宅での日常生活に不安を抱える高齢者に対し、養護老人ホームや生活支援ハウス、シルバーハウジングへの入所支援を行った。

### 5 2019年度基本事業の取組方針

■高齢者が可能な限り望む場所で生活できる環境づくりを進め、環境上の理由や経済的な理由で、在宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者に対しては、安心できる住まいの確保を行う。

### 6 2020年度基本事業の取組方針

■高齢者が可能な限り望む場所で生活できる環境づくりを進め、環境上の理由や経済的な理由で、在宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者に対しては、安心できる住まいの確保を行う。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	住民参加と互いに支えあう地域福祉の推進	基本事業 主担当課	長寿・障害福祉課
	施策No.	3				
	基本事業No.	4				

**1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)**

地域包括ケアシステムの構築に向けて、自治会等の既存のコミュニティはもとより、民生委員、在宅福祉アドバイザーをはじめとする地域のボランティアやNPO、ボランティア団体、民間事業者等の地域の様々な活動主体とのネットワークを強化します。

また、ボランティア活動のうち、特に地域における支え合いを促進するため、ボランティア養成体制の強化を図ります。

**2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?**

■住民意識の変化により、近隣や地域とのつながりが希薄になっている地域があり、孤独・孤立化が社会的問題となっている。

■民生委員や在宅福祉アドバイザーなどの地域内の福祉ネットワークが円滑に機能していない地域がある。

**3 2018年度基本事業の取組方針**

■ボランティアや地域と協力しながら、社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワークの強化に努める。

■地域包括ケア・ライフサポートワーカーの養成及びスキルアップ研修を行う。

**4 2018年度の取組達成状況**

■地域福祉の好事例を市内全域に広げるために、「霧島発 地域の絆」フォーラムの開催、及び日常生活圏域ごとの意見交換会を行い、ネットワークの強化に努めた。

■地域包括ケア・ライフサポートワーカーの養成研修とスキルアップ研修としての障害者基礎研修等を実施した。

**5 2019年度基本事業の取組方針**

■ボランティアや地域と協力しながら、社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワークの強化に努める。

■民生委員を中心とした、地域の見守り体制の整備について検討する。

■地域包括ケア・ライフサポートワーカーのスキルアップ研修を行う。

**6 2020年度基本事業の取組方針**

■ボランティアや地域と協力しながら、社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワークの強化に努める。

■民生委員を中心とした、地域の見守り体制の整備について検討する。

■地域包括ケア・ライフサポートワーカーのスキルアップ研修を行う。